

インフルエンザの流行状況について

平成21年11月4日

京都府新型インフルエンザ対策本部

インフルエンザの定点当たり報告数が、2009年第44週(10月26日～11月1日)に京都府全域で警報基準に達しました。

今後、さらに流行が拡大することが予想されますので、府民へ注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. インフルエンザ発生状況

定点当たり報告数が第44週(10月26～11月1日)に34.15

* 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数(京都府の定点医療機関は125箇所)

* 注意報の基準：1定点当たり患者報告数が10を超過したとき

注意報の発令は、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示すもの

* 警報の基準：1定点当たり患者報告数が30を超過したとき

京都府 / 全国の状況

平成21年	第40週	第41週	第42週	第43週	第44週
京都府	6.44	9.81	15.23	22.40	34.15
全国	6.40	12.92	17.65	24.62	-

(週は、1月第1週から通算したものを示す)

府内保健所別の状況

	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	京都市
第40週	6.57	8.18	11.20	12.44	4.80	0.50	7.00	5.63
第41週	9.57	13.24	7.80	22.89	5.40	2.13	2.80	10.71
第42週	15.71	16.47	22.40	42.89	10.40	4.50	8.80	13.74
第43週	33.43	21.35	38.00	48.89	13.20	12.88	13.40	20.65
第44週	47.14	33.82	54.40	52.33	30.20	16.75	35.00	31.26

地域別では、中丹東保健所管内を除いた全ての管内で、警報レベルを超えています。

現在の流行状況から、インフルエンザ患者のほとんどが新型インフルエンザであると推定されます。

2. 府民への呼びかけ

別紙のとおり

(別紙)

新型インフルエンザの感染を防止するために

平成21年11月4日
京都府新型インフルエンザ対策本部

全国で新型インフルエンザの感染が拡大しています。京都府におけるインフルエンザの発生動向調査によると、10月26日(月)から11月1日(日)までの間の定点の調査対象医療機関のインフルエンザ患者の平均報告数は、34.15となり、国立感染症研究所が定める警報の指標である「30」を超えました。

今後、冬を迎え、さらに流行が拡大することが懸念されます。京都府では新型インフルエンザ対策本部を設置し、医療体制の確保など新型インフルエンザ対策に全庁をあげて取り組んでいます。

府民の皆様には、感染の拡大を防止するため、引き続き、以下のご協力とご理解をお願いします。

- 1 うつらないために
 - ・外出される際は、人混みをなるべく避けるとともに、帰ったら必ずうがいと手洗いをしてください。
 - ・十分な睡眠、栄養をとり体調をととのえてください。
 - ・室内は適度な湿度と温度を保ってください。

- 2 うつさないために
 - ・発熱、せき、くしゃみなどの症状のある方は、マスクを着用するなど「咳エチケット」(注)を徹底するとともに、なるべく外出を避けるよう心がけましょう。

- 3 重症化しないために
 - ・今回の新型インフルエンザについては、妊婦、乳幼児、高齢者の方、人工透析中やぜんそく、糖尿病などの持病のある方などが重症化しやすいとされています。こうした方は早めにかかりつけの医師に相談してください。
 - ・また、もともと健康な方でも、次のような症状があるときは、すぐ医療機関に受診してください。

小 児	大 人
<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸が速い、息苦しそうにしている ・顔色が悪い（土気色、青白いなど） ・嘔吐や下痢が続いている ・落ち着きがない、遊ばない ・反応が鈍い、呼びかけに答えない、意味不明の言動が見られる ・症状が長引いて悪化してきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸困難または息切れがある ・胸の痛みが続いている ・嘔吐や下痢が続いている ・3日以上、発熱が続いている ・症状が長引いて悪化してきた

4 医療機関を受診する際の注意事項

- ・医療機関を受診する前に、必ず電話で連絡をし、受診時間や入り口などを確認してください。
- ・受診するときは、マスクを着用し、「咳エチケット」を心がけるとともに、できるだけ公共の交通機関の利用を避けてください。
- ・陰性証明・治癒証明を求めての受診は、避けていただきますようお願いいたします。

5 ワクチン接種について

重症化を防ぐために、妊婦や基礎疾患のある方を対象に11月9日から順次、新型コロナウイルスのワクチンの接種をはじめます。

詳細は府ホームページをご覧ください。

（注）「咳エチケット」

せき・くしゃみがでたら、

- ・他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
- ・マスクをもっていない場合には、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻をおおきましょう。
- ・鼻汁、たんなどを含んだティッシュは、ふたつきのゴミ箱にすてましょう。
- ・その後は、よく手を洗いましょう。

外出時は、ポケットティッシュを携帯しましょう。

「京都府新型コロナウイルスインフォメーションセンター」で電話相談を行っています。

- ・平日 8時30分～20時
- ・電話番号 075-414-5400
- ・FAX番号 075-414-5922